

第3回教育委員会会議

1 日時 令和3年2月9日（火） 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 共通会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員（ウェブ会議の方法により参加）
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
山口 照美	生野区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
藤巻 幸嗣	教務部長
江野 一	ICT推進担当部長
小林 眞澄	経済戦略局文化部長
盛岡 栄市	第4教育ブロック担当部長
村川 智和	総務課長
仲村 顕臣	首席指導主事
比嘉 直子	大学連携企画担当課長
本 教宏	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員サービス・監察担当課長
廣原 一彦	経済戦略局文化課長
中野下豪紀	ICT推進担当課長

川本 祥生 政策推進担当部長
松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名
- (3) 案件

議案第11号	審査請求に対する裁決案について
議案第12号	市会提出予定案件（その4）（令和2年度補正予算案）
議案第13号	市会提出予定案件（その5）（令和3年度予算案・局運営方針案）
議案第14号	市会提出予定案件（その6）（大阪市教育振興基本計画の延長）
議案第15号	職員の人事について
議案第16号	職員の人事について
議案第17号	職員の人事について
議案第18号	職員の人事について
議案第19号	職員の人事について
議案第20号	職員の人事について
報告第3号	大学連携における教育センターの機能強化に関する進捗状況について
協議題第4号	第3次大阪市文化振興計画について
協議題第5号	学校教育ICTビジョンの改訂について
協議題第6号	令和4年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項案について

なお、議案第12号から第14号及び第18号から第20号、報告第3号、協議題第5号及び第6号については会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、議案第15号から第17号については会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

協議題第4号「第3次大阪市文化振興計画について」を上程。

廣原文化課長からの説明要旨は次のとおりである。

このたび、令和3年度から7年度までを期間とする第3次となる大阪市文化振興計画案が、大阪府市文化振興会議より答申された。現在、先週末からパブリックコメント中であるが、文化芸術基本法第7条第2項に基づき、意見をいただきたい。

まず、初めに、本計画は、大阪府・大阪市共通のビジョンの下、大阪市文化振興条例の理念を念頭に、基礎自治体として必要な施策を計画に盛り込むこととしている。

次に、文化芸術振興基本法改正、その後、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定、こういった様々な法改正なり新しい法律というのが、この間、制定されている。そして、大阪・関西万博の開催決定ということで、大阪市を取り巻く様々な事象がこの間あった。これらの事象を踏まえ今回の計画案を取りまとめている。

本計画における目指すべき将来像として、文化共創都市大阪を掲げている。これは、今期間中に開催予定になっている、2025年大阪・関西万博において、より一層の文化の発信、そして世界からの文化の受容の機会が訪れることを契機として、これからの文化芸術の発展を担う子ども、青少年をはじめ、市民が様々な文化芸術に触れられる機会を創出し、またその充実を図りたい。

その下に、3つの基本理念、施策の方向性があるが、特に文化に関わる環境づくりについて、大阪市の取組、①芸術文化を鑑賞できる機会の充実、②芸術文化を将来へ継承、発展させる子どもや青少年が成長する機会の充実といったものを掲げているが、現在も、各学校に案内をして、能、狂言、落語、歌舞伎、文楽といった舞台鑑賞会を実施している。親も含めると、毎年8,000人から9,000人程度の方々に鑑賞いただいている。また、そのほかにも、市内中学校の吹奏楽部の生徒とプロのオーケストラとの共演なども例年開催しており、大変好評をいただいている。これらの事業については、教育委員会と協力し合って実施しており、我々の予算とか受入れ側のキャパシティー、それからタイミングのマッチングなどの制限はあるものの、可能な限り、これまで参加していない学校や生徒にも参加してもらおうべく、これからも努力していきたいし、このような文化の裾野を広げる取組を継続、発展させたいと考えている。

また、そういった観劇以外にも、市内には博物館、美術館というのが大変充実している。

さらに来年度には、新たに中之島美術館がオープンの予定となっている。このような施設も活用して、子どもたちに芸術文化に触れる機会を提供していきたい。教育委員会にも、そういった施策、施設を活用して、協力いただきたいと考えている。

次に、大阪の芸術文化を発展させる人材の育成という項目であるが、子どもたちへの様々な文化芸術に触れる機会の提供なども含めて、演者とか、裏方への支援も含めた人材の育成に引き続き重点的に取り組むこととしている。また、2025年大阪・関西万博を契機に、芸術文化の有する多様な価値を広める取組については、万博に向けて、文化施設が集積している中之島を文化エリアとしてもっと発信していきたいということや、市立美術館のある天王寺エリアを、美術館のリニューアルに合わせて発信していきたい。大阪アーツカウンシルについては、これまで、府・市施策の評価、審査が中心であったが、現在のコロナ禍の状況において、市場調査や必要な施策の企画などにも尽力いただいている。今後はそのような調査、企画的な部分を発揮していただくべく、強化していきたいと思っている。

総じて、そういったことに、この5年間取り組んでいくということで、今回の文化振興計画を取りまとめている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 今回の説明では、非常に文化振興計画は大切なことだというふうに思います。文化芸術が都市をよみがえらせるという意味では、本当に大事なことだと思います。

その中で、今回の施策で、鑑賞できる機会を増やすであるとか、学校園の参加をできるような機会を増やすということでは、そのとおりで非常にいいことだと思いますが、逆に、例えば音楽でいえば、関西の中にも4つぐらい楽団があるわけですが、そういったものに対する補助を一時期大分減らしてきたという経緯があります。こういった意味で、ある意味では優れた文化芸能に小さいうちから慣れ親しむということは非常に大切だと思いますが、一方で演奏する側、パフォーマンスをする側への施策というのは、この第3次大阪市文化振興計画の中ではどのように捉えられているのか、少しお聞かせ願えればありがたいと思います。

【廣原文化課長】 ありがとうございます。お答えさせていただきます。

恐らく委員の先生方がおっしゃっているのは、以前補助金を大阪市が継続して、大阪フィルハーモニーなどに出していた時代がございましたけども、今現在はそういった団体の運営補助という形では実施しておりません。それは今現在も変わっておりません。しかし

ながら、例えば大阪フィルハーモニーが年間を通じてベートーベンのチクルスをされる。そのための事業補助をというようなものを、公募形式で広く募集して支援するような枠組みは、今も継続しておりますので、団体支援というのは現在も厳しいのかなとは思っておりますが、そういった公募方式の支援事業につきましては、今後も引き続き事業補助という形で実施していきたいと思っております。

【大竹委員】 ありがとうございます。やはり文化関係というのはどうしても、いろいろな施策の面で、特に金銭的な面で後回しになってしまうという傾向がありますので、それぞれが自助で自立するということは大切でありますけれども、ある程度の支援というのも大事でありますから、ぜひそういった面でも今後とも目配りをいただければありがたいと思います。

【平井委員】 美術を含むSTEAM教育が標榜されています。これを中高の美術科との連携をすることによって、授業の中に組み込んでいくことが可能だと思いますので、教育委員会事務局がリードして検討してみたいかでしょうか。

【栗林委員】 ちょっと教えていただきたいのですが、ここにも上がっていますが、大阪府、大阪府が連携してこの文化振興計画を進めていきたいと書いておられて、それは非常に結構なことだと思うのですが、この中に上がっている2025年の大阪・関西万博、これは前回の万博が大阪万博というふうに言われていたのが、関西万博で関西全体を受皿としている万博、そこに意義があるのだという指摘もなされていると思うのです。それで、大阪府が大阪市と連携するということもとても大切なことだと思うのですが、関西全体で、こうした大阪市の文化振興計画を情報共有したり、あるいは計画を協力してやったりというような、そういう観点とか取組というのは具体的にはあるのでしょうか。

【廣原文化課長】 お答えいたします。率直に申し上げましてこの文化振興計画に入っていますのは、大阪府が予算を確保して実施している事業で、他の自治体と連携しながら実施するというのは、正直あまりございません。別途、関西広域連合でありますとか関西観光本部という団体等もございまして、そちらのほうは、市町村、政令市だけではなくて、都道府県の文化課も一緒に事業を組み立てたり、それは国の文化庁の予算を確保しながら事業を組み立てたりして行っておりますので、文化振興計画そのものは、もう純粹に大阪府をどうしていくかということになるのですが、具体の活動ではそういった広域的に連携して実施している事業もございます。

【栗林委員】 そうですか。ありがとうございます。

【森末委員】 法律をつけていただいていますよね。この今回の大阪市文化振興計画の位置づけを確認すると、「都道府県及び市は国の文化芸術推進基本計画を参照にして、その地方の実情に応じた文化・芸術の推進に係る計画を立てる。」、今回はここですね。

そうすると、第1点は大阪府も同じような、大阪府としての計画を立てているということですね。大阪市として今回また見直して計画を立てるところですね。

その中でまず、大阪独自の地方の実情に即した文化芸術の推進という観点からいきますと、今回計画を立てていただいている部分の中に、もちろん大阪関西万博という1つのイベントがありますが、それ以外に、特に大阪市ということで、この計画にこういう特徴があるのだとすると、それを説明していただけますか。

【廣原文化課長】 お答えいたします。実は今年度まで、昨年のコロナ禍になるまで、大阪にはかなりのインバウンドの方が来られていました。我々は、そういったインバウンドの海外からの方、もちろん日本の旅行者の方もそうなのですが、大阪にずっと根ざしている伝統芸能、例えば文楽でありますとか、能もそうでございますが、そういった伝統芸能をもっと観ていただけないか、もっと発信していきたいというようなことを、数年かけて実は取り組んでおります。現在の計画は今年までになっていますので、やはり目標としてはオリンピックで大勢海外から人が来られるということがありましたので、そういったことを取り組んでいたのですが、この1年間そういう取組はストップしております。

今はちょっとふさわしくないのかなと思うのですが、当然万博となりますと、まだ5年ございますし、それまでには今のコロナ禍も少しは落ち着くのではないかと思いますので、いつからまた再開というわけにはいきませんが、いずれそういった旅行者の方が戻ってこられたときに、もう一度大阪の連綿と続いてきているそういった伝統芸能、伝統を発信していきたい。その辺が大阪の特徴ではないかと、大阪市の向かうべき方向ではないかと考えております。

【森末委員】 そうしますと、大阪の土壌から出た文楽というのが1つの目玉として考えておられたと、こういうことですね。大阪府がつくられているものと、あるいはこれからつくるのかもしれませんが、また、変更するかもしれませんが、大阪府と大阪市とで何か違いというのはありますか。

【廣原文化課長】 今、大阪府の文化振興会議の中でも議論になっておりますのは、大阪府は、やはり府下市町村がいろいろな、大阪市も含めてですけども、各自治体がいろいろな特色を持っていろいろな取組をしていると考えています。そういった情報をもう少し

集めて、大阪府全体のベクトルは同じように向くのか、それぞればらばらに動いているけども、その力を結集させるような取組をもう少しすべきではないかというような議論はされておりました。

ですので、先ほど申し上げた我々が文楽を取り上げて発信していきたいという、そういうちょっとピンポイントを絞った施策はないのかわかりませんが、大阪府下にある様々な種実というか種といますか、そういったものをどうまとめて発信していくのかということを取り組まれるのかなと考えております。

【森末委員】 ありがとうございました。

【山本教育長】 今いろいろ各委員から出ました各御意見を踏まえて、この文化芸術の振興を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議案第11号「審査請求に対する採決案について」を上程。

盛岡第4教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成30年6月26日に請求人より、平成28年4月から平成30年開示請求日まで、大阪市立A小学校と大阪市教育委員会並びに大阪市（区役所及び福祉局）が保管いたします請求人の名前が含まれている内容及び請求人の子どもの名前が含まれている内容全てについて、開示請求がなされた。これに対して、平成30年7月10日及び10月3日に記録内容を開示決定して、請求人に対して開示をした。この開示決定に対して、請求人は、請求人が大阪市立A小学校や大阪市教育委員会に伝えた内容のうち、記載されていない内容があり、メモなどほかにも文書があるはずであるといった旨を理由に、行政不服審査法第2条に基づき、教育委員会に対し、平成30年9月12日及び10月17日に審査請求を行った事案である。

本件審査請求に対して、教育委員会は、大阪市個人情報保護条例第45条に基づき、平成30年11月15日及び同年11月26日に、第三者機関であります大阪市個人情報保護審議会に諮問を行った。このたび令和2年12月21日付で、本件の各決定は妥当であるという大阪市個人情報保護審議会の答申を受けたものである。答申の理由としては、教育委員会事務局が保有する本件各情報以外に特定すべき保有個人情報には存在しないとする、処分庁である教育委員会の主張に、不自然、不合理な点は認められないというものであった。

答申を受けての審査庁としての採決は、個人情報保護審議会の答申を踏まえて、教育委員会としては、審査請求人に対し、本件審査請求を棄却するとの採決を行いたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 本件請求人1及び本件請求人2において云々の、各対応記録以外に特定すべき保有個人情報存在しないと、こういう結論だということですか。結果的に、そうするとこれは、各対応記録以外に特定すべき保有個人情報存在しないという処分庁の主張に不自然・不合理な点はないということで棄却されているということですが、そうすると、先ほど言われたように、かなりたくさん記録については、開示はされたけれど、それ以外の分についてまだあるのではないかということと言われて、それ以外にはないという話ですね。

特定の文書がないというのではなくて、要するに特定すべき保有個人情報はないということですが、これはどういう意味なのですか。請求自体が特定されていないというのか、そもそも審査請求人が特定してきた個人情報はないというのか、それはどういうことで理解したらいいですか。

【盛岡第4教育ブロック担当部長】 請求された内容は、冒頭申しました名前があるものの全てのものというふうにあったのですが、その方を特定するような内容、この件に関わる特定するような内容はないということでありまして、この件に関わって名前が載っているものについては全て開示をしたということでございます。

【森末委員】 そう理解したらいいんですね。分かりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第12号「市会提出予定案件（その4）について（令和2年度補正予算案）」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

補正予算の予算総括表であるが、歳入で、71億1,567万1,000円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、623億6,101万3,000円となっている。歳出では、人件費、物件費を合わせて、41億3,879万5,000円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、2,324億8,107万6,000円となっている。

続いて、内容であるが、1つ目の執行状況に応じた人件費の減額補正は、退職に伴う人員の減少や育児休業取得、病気休職に伴う支給減に関わる不用額によるもので、総じて28億5,517万1,000円の減額をする。

2つ目の執行状況に応じた物件費の補正であるが、学校教育ICT活用事業の学習者用

端末管理ソフトウェア使用料の減、夏季休業期間が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で短縮されたことに伴い、工事が困難となった校舎整備事業費の件など、現時点ではほぼ確実に不用が見込まれるものについて、67億242万4,000円を減額する。

3つ目の社会教育施設等における感染症の影響による利用料金収入等の減収分補填では、総合生涯学習センターをはじめとした指定管理施設等において、新型コロナウイルス感染者の影響による利用料金収入の減が施設運営に支障を来すことがないように、減収分を補填するため、増額補正する。

4つ目の学校臨時休業対策費補助金では、昨年3月の学校臨時休業措置に伴う給食食材のキャンセルにより、給食食材事業者が被った損失に対し、学校給食事業の継続性の観点から、国が設けた補助制度を活用して、事業者への支援を行うこととする。

5つ目の、国の補正予算を活用した事業費の補正としては、国の第3次補正等を受け、4事業で増額補正する。1点目2点目の校舎建設事業及び校舎整備事業では、老朽鉄筋校舎改築事業や学校施設改修等の事業を、国の補正予算を活用して実施する。3点目の感染症対策における学校教育活動支援事業費では、各学校が校長の判断で、感染症への対策を迅速かつ柔軟に実施するための経費を学校規模に応じて配付する。4点目の工業系高校におけるデジタル化対応産業教育装置整備事業費では、職業人に求められる技術や技能が、高度で多様化する時代に適応した人材の育成を図るため、3D金属造形プリンターなど、最先端のデジタル化に対応した産業教育装置を工業系高校5校に整備する。これらの事業で、総じて131億5,192万9,000円を増額する。

また、次の繰越明許費補正として、ただいま説明した国の補正を活用した事業は、工事を夏休みなどの長期休業中に行う必要があるなど、本年度中の執行が困難であるため、131億5,192万9,000円を繰越明許費として計上し、来年度での執行としたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 学校臨時休業対策費補助金のところで、学校給食がキャンセルになったので、当然それを見込んでおられた事業者には何らかの補償をすべきだというのは分かります。この制度がよく分からなくて、国が補助制度というか、国が市に対して補助金を出すと、そして市のほうはその事業者に対して損失を補填するということですか。

【村川課長】 まず、事業者に対して、国のほうから4分の3の補助金が入ってきます。残りの4分の1については、その8割が特別交付税措置されます。食材事業者への補助金

については、地方創生交付金ということで、国から市のほうに下りてきている財源、これが補助対象となります。そういう仕組みになっております。

【森末委員】 そうしますと、国のほうから事業者に直接4分の3支払うということですか。そうではないですよね。

【村川課長】 一旦本市のほうに4分の3、国の外郭団体を通じて入るお金になりますので、諸収入として受けた上で、支出は本市が行うという形になります。

【森末委員】 そうするとこれ、大阪市のほうが事業者に対して払うのは補助金ですか。間接補助金、それとも単なる損失補填ですか。

【村川課長】 補助金になります。

【森末委員】 間接補助金みたいなのですよね。それは当然補填すべきですけど、その補填するお金というか金額は、どう算定するのですか。利益分を出すのですか。前年はこれだけもうかったのに、今年はこれだけもうからなかったから出すというのか、そのあたりはどうでしょうか。

【三嶋課長】 実際に大阪市へ納入する分として購入、確保されていた分ではほかに売渡しとかできなかった、実損として出ている分に対して補助金を支払う形になります。

【森末委員】 そうすると実損分をちゃんと資料を出してもらって、それについての金額を算定して、市が事業者に払うということですか。その分の4分の3は市に補助金で入ってくるということですか。

【三嶋課長】 そのとおりです。4分の3と、それから4分の1につきましては、地方創生交付金という形で国から別途いただく形になりますので、合わせまして補助金という形で損失補填をしていくという形になります。

【森末委員】 補助金として4分の3の金額で、4分の1は別途の話ですけど、大阪市としてはそれが実際はほとんど自分の持ち出しではなく出したということですか。

【三嶋課長】 そういうことです。

【森末委員】 理解しました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第13号「市会提出予定案件（その5）（令和3年度予算案・局運営方針案）を上程。川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

運営方針案については、大阪市教育振興基本計画に掲げた施策や取組の進捗確認を行う

という観点から、教育振興基本計画の方向性や進捗状況を踏まえ、作成をしている。

まず、様式1については、大阪市教育振興基本計画に定められました方向性を踏まえ、局の目標や局の使命、局運営の基本的な考え方、重点的に取り組む主な経営課題、さらに市政改革プラン3.0に基づく取組等について、示している。内容については、基本的に、令和2年度局運営方針は引き継いだ形のものとなっているが、新型コロナウイルス感染者の影響による1年延長の教育振興基本計画の変更内容を踏まえた文言となっている。

様式2については、教育振興基本計画において掲げた8つの重点的に取り組むべき施策を踏まえ、子どもが安心して成長できる安全な社会の実現、心豊かに力強く生き抜き、未来を切り開くための学力、体力の向上、施策を実現するための仕組みの推進の3つの経営課題において、それぞれの戦略の基に計画された、安心できる学校づくりなど32の具体的な取組を示している。

様式3については、市政改革プラン3.0に基づく取組等について、8項目を示している。

なお、この案についての今後の予定であるが、様式1については、市政改革室へ提出し、その後、市会へ提出される予定となっており、また、様式2、様式3も含めて、2月16日に大阪市のホームページにて公表する予定にしている。

続いて、教育委員会関係の令和3年度当初予算案の内容については、市長による査定を経たもので、昨年11月の教育委員会会議で報告申した予算要求状況とは、一部の変更点を除き同じ内容である。したがって、重ねての説明となるので、本日は主な事業に絞って説明する。

予算額については、2,218億650万円で、前年度と比較して、67億1,433万円の増となっている。

次に、主な事業について説明する。

まず、新型コロナウイルス感染症緊急対策関連経費であるが、前回調整中と報告していた学校給食費の無償化では、令和2年度に限り学校給食費を徴収しないこととした措置を、新型コロナウイルス感染拡大による厳しい社会経済情勢を踏まえ、令和3年度も継続して実施する。なお、生活保護、就学援助受給者は措置の対象とせず、それぞれの制度に基づき、給食費等を支給する。

続いて、教育振興基本計画の最重点目標ごとの主要事業について、子どもが安心して成長できる安全な社会の実現関連であるが、適応指導教室の設置モデル事業及び不登校特例校設置に向けた調査研究では、不登校児童・生徒の学習の場を提供する適応指導教室を、

令和3年度は2カ所増設する。また、将来不登校児童・生徒が学籍を移して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う不登校特例校の調査研究事業にも取り組んでいく。

心豊かに力強く生き抜き、未来を切り開くための学力、体力の向上関連であるが、学校教育ICT活用事業では、令和2年度に、1人1台の学習者用端末環境を整備することから、令和3年度は、ICTを効果的に活用した教育を推進していく。また、1人1台環境を活用した児童・生徒の情報活用能力の育成には、教員のICT活用指導能力のさらなる向上が必要となることから、令和3年度は、ICT教育アシスタント等による支援体制を充実する。

スマートスクール次世代学校支援事業では、1人1台の学習用端末が整備されることを機に、これらの端末を用いて、児童・生徒がいじめアンケートや相談の申告を記入できるシステムを新たに構築し、いじめに悩む児童・生徒が家庭などで周囲を気にせず記入できる環境を整備する。

新大阪市総合教育センター建設事業では、教育委員会と大学等が連携協働して、施策の立案や教材開発を行うシンクタンク機能を併せ持つ新大阪市総合教育センターを、大阪教育大学の天王寺キャンパスに大学と合築で整備することとする。これにより本市の多様な教育課題の解決や、より質の高い教育施策の展開を目指していく。

次の、施策を実現するための仕組みの推進関連であるが、部活動指導員活用事業では、配置部数を280部から320部に拡大して実施していく。

今後の予定であるが、2月16日の市会運営委員会で、市長から予算案が提出されるとともに、報道機関に公表されることとなっている。その後、予算委員会での審議を経た上で、3月26日の市会本会議で議決を得る予定となっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 学校教育ICT活用ということで、令和2年は1人1端末で71億円、これぐらいのお金が要するということは分かるのですが、今回53億円の中で一番大きな施策はどのようなことでの施策で費用がかかっているかというのは、もし分かりましたら教えていただきたい。

【中野下ICT推進担当課長】 53億円のうちのほとんどがランニング経費でございます。昨年71億円のうち20億円、21億円ぐらいが端末の整備、さらに補正予算で80億円、合計100億円かけて1人1台の端末を整備しました。ですので、50億円がほぼランニングでござ

ざいまして、3億円分の増加につきましては、ICTアシスタントの支援の体制の充実ということで増額という形で進めております。

【大竹委員】 ランニングコストというと、これはまた令和4年もこれぐらいかかるということなのですか。

【中野下ICT推進担当課長】 そうでございます。いわゆるサーバーとか保守管理、あるいは通信費、それからアクセスポイントの機器のリース料、そういったものがもろもろございますので、大体毎年50億円ぐらいかかってくるということでございます。

【大竹委員】 そうですか。そういう面では53億円ありましたから、少しアシスタント等とか、教育をするための費用が大きいかなと思いましたが、そうではないということですね。

【中野下ICT推進担当課長】 そうですね。今回の形で言うと、アシスタントの増と、あとデジタルドリルの活用についても3億円ほど予算を取っておりますので、大体その部分が増加という形になっておりますが、それ以外はランニングという形で毎年経費としてかかるという形になると思います。

【大竹委員】 そうですか。ちょっと直感的に見るとランニングコストが高いのかなという感じはしますけれども、そういうふうに見ているということであれば、理解しました。ありがとうございます。

【森末委員】 昨年は新型コロナウイルスの影響でできなかったのですが、将棋大会を前々年はやらせていただいたのですが、今回は予算がなくなったということでしょうか。

【川阪総務部長】 引き続き計上はしております。

【森末委員】 資料のどこを見たら分かりますでしょうか。

【川阪総務部長】 主な事業しか今回お示ししていませんので、詳細な事業予算書というのがあり、またお渡しさせていただきます。

【森末委員】 歳出のところをずっと見ていて項目がなかったので、ないならないで、もうそんな場合ではないでしょうかと言われましてら確かにそうかもわからないし、それはそれで構いませんけれど、もちろん今回できるかどうかは別にしまして、一応続けていただく予定ではあるということですのでよろしいですね。

【川阪総務部長】 はい。

【森末委員】 前々年度はかなり盛会であったので、またできたらなと思っておりますの

で、ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第14号「市会提出予定案件（その6）（大阪市教育振興基本計画の延長）」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市教育振興基本計画の延長については、昨年9月8日の教育委員会会議において、1年延長すること、個別の修正ということではあるが、現行計画の中で施策の推進に向けて、総合教育会議で議論して、その旨を修正箇所として説明したところである。これを受けて、昨年11月24日の教育委員会会議において、主に修正箇所であるが、いじめ問題行動に対応する制度の活用、それからICTを活用した教育の推進、健康教育といった点を変更したものを協議いただいた。

その内容が令和3年3月までとしていた計画の期間を1年延長する変更である。令和3年度までということなので、令和4年3月までということで1年延長する。

内容に伴う変更として、いじめに対していじめ対策基本方針、これの理解を徹底するよ
うにということの追記と、第三者委員会を常設化して重大事案への対応、これを発生直後に必要な調査を開始できるようにということでの記載をしている。

不登校については先ほどの予算の説明でもあったように、教育支援センターの適応指導教室というものを進めて、不登校の児童・生徒に教育の機会を与えていくという取組を追記したところである。

先ほど説明があったICTを活用した教育の推進ということで、特にGIGAスクールは1年での前倒しということで、令和2年度に1人1台の環境を整備という形での改正を行う。

そのほか、この間進めてきた4ブロック化に伴う改正がある。この改正案ということで、2月、3月の市会に上程して、市会での審議を踏まえた上で、学校現場にも周知を図っていきたく考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 ICTの効果的活用という点で、教職員への研修指導等は含まれていませんか？

【川本政策推進担当部長】 このところの計画については、どちらかという子どもへのものを中心になってまいりますけれども、ICTビジョンを今日も審議いただきますが、その辺りとか研修ですとか取り組むべき施策というのは細かく定めておるところでございます。ここではこういう形で改正させていただいております。

【平井委員】 ICT活用による授業実践に向けての研修に加えて、それが円滑に回るようにするために、校園長によるカリキュラム・マネジメントの強化も必要だと思います。

【川本政策推進担当部長】 承知いたしました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第3号「大学連携における教育センターの機能強化に関する進捗状況について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

総合教育センターということで、この構想は一昨年12月、教育委員会会議において報告をしたが、時間も空いているので、全体像を含めて説明をしたい。

構想案については、若手教員の増加に伴い、研修の充実、それから多様化した教育課題に関する研究が、現在大阪市でまとめられており、Society 5.0時代に対応した教員を目指す、大阪市と大阪教育大学が協働して大学と行政が一堂に会する産学官共創一体型の総合バックアップセンターというものを目指し、大阪教育大学天王寺キャンパスの敷地内に大阪教育大学との合築施設として設置をしていきたいと考えている。

これまで研修ということで、人材育成中心であったが、シンクタンク機能、それから連携交流チャレンジ機能という、この3つの機能の下に事業を展開していく。

まず、シンクタンク機能については、現在、教育センター、総務部、学校運営支援センター、それから指導部に点在して実施している事業を新センターに一元化させ、さらに大学、企業との連携体制を図り、その機能を強化していく。

人材育成機能では、大学との協働による教員研修プログラムの開発、新設される大学院のカリキュラムなどとの融合、連携交流チャレンジ機能では、学校現場とつながりながら大阪市が抱える様々な課題の解決に向けた研究、それから学校への直接の支援などを行っていく。

これらの事業を令和6年度の支援センター開設時に本格始動できるように、来年度から3年間かけて、新センターの機能を生かしたこれまでの取組強化や、新たに取り組むべき

事業についての調査、研究準備を進めていく。

新築棟のイメージだが、昨年度は、大学側が下3階、その上5階分が教育センターということで8階建の案となっていたが、大阪教育大学の方が現場に即した実践研究を行う博士課程の開設、これを令和6年4月に目指していることから、階数を増やして、合わせて10階建の施設になる。大阪市教育センターの方は、現在1万平米という規模であるが、3,000平米と大幅なダウンサイジングになるものの、現在進めているeラーニング、それからリモート対応での充実を図って、ダウンサイジングに対応していきたいと考えている。

6階の研究交流研修フロア、シナジースクエアは、大学院と合築施設としての強みを活用して、教員、指導主事、それから大学院生、大学教授が一堂に会して、学校現場の課題解決につながる研究、それから交流スペースを造る。最近大学の図書館で注目されているラーニング・コモンズのようなイメージで、教員が悩みを相談できるような相談コーナーやカフェなどの併設などもできればと考えている。

5階のノンテリトリアルオフィスは、大阪教育大学の施設で、大阪教育大学が協定を結ぶ複数の企業の共同オフィスということで設置をする。教員と交流しながら教材の開発とかデータ取得が可能となる仕組みを目指す。

3階、4階の未来型教室フロアも、大阪教育大学が検討しているフロアであるが、大阪市の学校も活用できるように調整中である。ICT機器などを入れて、未来型の教室を体験できるようなものということで、非常に期待をしているところである。

これから求められる学びのSTEAM教育化や、個別最適化学習などを体験できるような場を目指しており、これまでにない新たなスペースを大阪教育大学との連携の下生み出して教員の学びを支えていきたいと考えている。

続いて、教育センターの拠点校のイメージであるが、大阪市が抱える喫緊の課題に対する研究、学校現場の実践と往復させて、往還させながら大学と共同で行い、研究成果は全市に展開していくという形での仕組みを考えている。

また、教育センターを1万平米から3,000平米にダウンサイジングするので、それをカバーするための、身近な研修拠点としての役割も担うことを想定している。現在も既に約20名の教員が連合教職大学院、大阪教育大学を中心とするが、教職課程を持つ大学とで形成している連合教職大学院の方で学び、また、連合教職員大学院のストレートマスター、直接大学から修士課程に行かれた方、約40名のストレートマスターの方が40校の大阪市の学校現場で学校実習を体験している。そして、大阪教育大学以外の大学も含めた連携モデル

校で、大学の知見を活用した仕組み、課題解決に取り組む学校として、9校ある。合計49校のそういった学校があるので、そのような実績も含めて、この拠点校のイメージとしての、大阪市版のチーム学校としてのモデルを目指していきたいと考えている。拠点校をどこにするかということも含めてだが、どういう枠組みでやっていくかということを含めて今後検討していくので、よろしく願います。

最後に、総事業費のイメージであるが、来年度に基本設計、実施設計の着手で3,500万円、令和4年度に実施設計と建設工事で5億9,750万円、令和5年度に建設工事で5億6,450万円、総事業費は11億9,700万円を見込んでいる。令和6年度当初に開設を予定している。

事業スキームについては、大阪教育大学の敷地内に設置することから、大阪教育大学と新たに協定を交わし、設計、建設等に関わる発注、契約検査を大阪教育大学が担い、大阪市が分担金を支払うという手法で進めていく。設計や工事内容については双方が参加する連携推進会議の場で連携を密に図っていききたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 小学校の教員の絶対数が減ってきています。不足している以上、増やすための努力と現場の教員がスキルアップできる仕組みづくりが必要だと思います。また、その指導にあたる大学教員や研究者も実績のある方を積極的に活用していくべきだと思います。

【川本政策推進担当部長】 採用試験は御指摘いただきましたように、倍率のほうに2倍から3倍の間ということで、非常に苦戦しているところでございます。そういう意味では広く採用については考えながら、採用された方をどう育成するかという観点で、大学と広く連携していきたいと考えております。

【平井委員】 具体的にお示しいただければと思います。

【川本政策推進担当部長】 承知いたしました。

【栗林委員】 平井先生、どうもありがとうございます。非常に重要な御指摘をいただいたと思っています。そうしたことは当然必要なことですし、現在も既に川本部長から今紹介いただいた中に、企業との連携というようなことも書いていますけれども、具体的に例えばGoogleであるとか、その他能研であるとかとの連携も既に始まっているというようなことで、これまでも学校教員の養成というのは、ある特殊な課程認定制度に基づく内容をこなすということが中心で行ってきていたのですけれども、日本のように戦後70年間学

校制度が制度として変わらなかったという、こういう国は世界にないのですね。時代が変わって社会が変わっていくのに、人材の育成の制度が変わらない。こんなことはあり得ないことですし、あってはならないことで、それは一番不利益を被るのは誰かという、教育を受けている子どもたちだと思っていますし、その結果、一番損するのは何かという、その子どもたちが支えることになる国が損することだと思っていますので、新しいモデルが必要なのだと思っています。

その中で、先生が今御指摘のようなことは、当然起こってこなればいけないですし、それがなければ、結局廃れてなくなっていくだけのことだと思うのです。やはり広く誰のために仕事をしているのかという観点を持って仕事をしていくというのは非常に大事で、私はそういう意味では、今文科省が大阪の可能性をじっと見ているというふうに思っていますので、この取組をやはり本当に御指摘のようにしっかりとやっていくという、その視点が必要だと思います。御指摘のとおりだと思いますので、よろしくお願いします。

【平井委員】 教員養成や教員免許の在り方も見直されようとしている昨今です。今後、人財確保も含めて、文科省の動向も見ながら市としての方向性も考えなければならないと思います。

【森末委員】 今この話がずっと続いていてとてもいい話だと思うのですが、教育大学とか大学一般を含めて、それと市なり県の教育委員会という形で合築の建物で一堂に会して一緒にやっぺいこうと、いろいろな効果がある、シナジー効果があるというのは、これはここが全国的に初めてですか。

【川本政策推進担当部長】 こういう形で合築するのは初めてということで聞いております。

【森末委員】 分かりました。契約関係になりますが、最後の事業スキームですけれども、大阪市と大阪教育大学が協定を結び、大阪教育大学が発注して業者を決めて工事をしますということですね。これは大体12億円ですけれども、大阪市の負担分が11億ぐらいで、全体はもっとその倍ぐらいですかね。

【川本政策推進担当部長】 そうでございます。

【森末委員】 そうすると、大阪教育大学が独立行政法人というか国立大学ですよ。その場合に、適用する契約関係の法律というのは地方自治法ではないのですよね。

【栗林委員】 事業費はちょっと複雑なことになると思います。今の独立大学法人というのは、国立大学は共通の利益を分担しあうという考え方に立っておりますので、事業を

行うときにはその倍の、この間までは倍以上だったのですけれども、倍のお金を用意して、そのお金の半分は国立大学全体の利益に使うというふうになっていますので、私たち大阪教育大学の負担分は、最低でも15億円程度は用意する必要があります。なぜかという、使えるのがその半分だからです。

【森末委員】 それでは事務局の方にお伺いしたいのですけれど、その契約関係の法規といいますか、気にしていますのは、大阪市が単独でした場合には自治法あるいは施行令の規定が適用になって、入札とかにいかないケースとかがいろいろありますよね。今回それは大阪教育大学が全部発注してうちは分担分だけ出しますよと。たまたまこれが令和4年度も5年度も6億円以下になっていますね。仮に6億円を超えている場合に議会の議決が要るとかその辺はどのように考えていらっしゃるのかということだけ伺います。

【比嘉大学連携企画担当課長】 大阪教育大学とずっとこの件を調整しておりまして、工事についてはWTOで入札をかけるということで、大阪市のやり方と同じやり方であるということで確認しております。

議会につきましては、大阪市と工事業者が契約するわけではないので、議会案件にはならないということで、契約管財局とも調整しているところです。

【森末委員】 分かりました。これが6億円を超えても議決事案にはならなくて、大阪教育大学の方で結んでいただくという入札なので、そこで公平性、透明性が図られているので大丈夫だと理解させていただいていいですね。

【比嘉大学連携企画担当課長】 そうです。

【森末委員】 ありがとうございます。

【山本教育長】 大阪市の契約手続というものについて流れがあり、それを説明しないといけない。何をしたかということを中心に説明すればいろいろな疑問点が払拭できるのではないかと。何も特別なことを行っているのではない。

【川本政策推進担当部長】 市のこういう新しい建物を建てる時の手続といたしましては、当然予算の審議もあるのですけれど、大規模事業評価というところを審査いただいて、そのスキームも含めて一応外部の専門家による了承を得た上で、ただ実際の工事業者と直接の契約関係がございますので、契約に伴う事務というのは出てこない形になります。ですから、あとは予算上の分担金をお支払いするということになります。

【森末委員】 私が気にしていたのは、住民訴訟的な話。過大な支出ではないかと言われたときにどう対抗するのかなということを確認しただけです。

【異委員】 今回、大阪市と大阪教育大学ということで、はっきり大学名が大阪教育大学で明記されていますので、平井先生もおっしゃっていたのですが大阪だけではなく、近畿に教育学部があり、教育系を目指す生徒、もしくは教育を専門とする教員が、どのように具体的に関われるのかというのが、周知をしっかりとしないと、大阪市と大阪教育大学とが何かもうがちっと見えてしまうところがあります。やはり将来教員を目指す学生とか院生、そして教育学を専門とする教員などもしっかり活用しやすいものにするというのと周知して、一丸として取り組むべきかと思えます。今のままではちょっと大阪教育大学のメッセージが強いかと思いますので、その辺はよろしくをお願いします。

あと35人学級がもうすぐ導入されるということで、ますます教員不足になると思うのですが、大学生、教育学部に入ってそれを目指すという生徒は多いと思うのですが、大学選びというのは高校1年生とか2年生ぐらいから情報をいっぱい集めると思いますので、ぜひ将来卵になると思う、高校1、2年生ぐらいもターゲットにして、年間でたくさん高校訪問であったりとか、そういう魅力ある教育学部の説明というのをいろいろ行っていると思いますので、そのような役割も、大学生だけではなくて、その一つ前の高校生にも魅力ある教育系のお話や連携というものも進めていっていただきたいと思えます。

【川本政策推進担当部長】 一応拠点校の中にできれば市立の高校も入れたいというところがありまして、扇町の新高校も教員系でございます。これはまだ決まっていることでもないのですが、そういう形で府とも将来に関しては連携できるように考えていきたいと思えます。

【山本教育長】 事業スキーム自体、それからそういう合築でやるということ自体も前例のない話ですので、いろいろな御心配もあろうかと思えますけれども、あくまで大阪市教育委員会としての事業でございますので、教育委員の方の御意見を基に、御理解の下に進めていく形になります。やはり一番頼るべきパートナーとしては、現状の教員の実態も含めて大阪教育大学というのは一番関係性が深く、御協力の御意思もいただいておりますので、その中で新しい事業としてスタートをさせていただきます。大阪市も大阪教育大学も狭い視野でやるのではなくて、幅広い視野の中で大阪の子どもたちがどうしていけば中長期的に十分な教育の恩恵を受けて、ほかの地域からもうらやましがられるような教育環境をどうやって具体的に創っていくのかということ、本当に大阪市政の中で実践的に、問題提起だけではなくて、解決提起させていただいてやっていくという形が市長のお考えでもありますので、そういった意味で1つの研修施設は持ちますけれども、当然そのバツ

クボーンである科学的ないろいろな検証の機能を持って、また発信機能を十分持ち併せたセンターとして機能させていくというのが、スタートしてからの、建屋は出来て、それで本当にできるかどうかというのは新しい取組であり、それをまた皆様方と一緒に模索していきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

協議題第5号「学校教育ICTビジョンの改訂について」を上程。

江野ICT推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第14号で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大阪市教育振興基本計画を1年延長し、それに応じて内容を一部改定することに伴い、この学校教育ICTビジョンの内容につきましても一部改訂していきたい。

大阪市教育振興基本計画における重点的に取り組むべき施策の1つとして、ICTを活用した教育の推進を掲げており、主な取組内容として、個別最適化された学びや、ICT環境の段階的整備等があるが、それらの取組に当たっては、ビジョンを策定し、ICTを活用した教育を推進するという旨が定められている。

小学校では今年度から、また、中学校では来年度から全面実施となる新学習指導要領において、情報活用能力の育成がうたわれたことや、児童・生徒1人1台端末環境の段階的な実現を目指す国のGIGAスクール構想などを踏まえて、本市小中学校におけるICT機器の活用方策や、ICT環境整備のあり方などの施策を取りまとめ、計画的に施策を推進していくためのビジョンとして、令和2年3月に学校教育ICTビジョンを策定したところである。

続いて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、教育振興基本計画を1年延長することとしていくが、ICT関連の計画の修正としては、総合教育会議でも議論いただいた内容を基に、1人1台の端末整備やモバイルルーターの整備などの児童・生徒の学びの保障、学校休業時におけるオンライン学習の実施、1人1台端末の効果的な活用として、いじめアンケートの電子化やダッシュボードの活用など、いじめ、不登校の未然防止、そして、デジタルドリルの活用の4点を修正している。この計画の修正に沿い、ICTビジョンについても改訂をしていきたい。

ここからは、ビジョンの本文の改訂箇所について説明すると、第5章の具体的な取組方策の個別最適化された学びにおけるICT活用について、今年度93校でデジタル導入の実証事業である、経済産業省の先端的教育用ソフトウェア導入実証事業を実施している。この取組を踏まえ、令和3年度以降、全小中学校にデジタルドリル教材の導入を進めていき

たいので、新たにその内容を記載している。

次に、校務系・学習系のデータの連携可視化について、デジタルドリルの学習履歴を蓄積し、可視化することで、個別指導に活かすとともに、生活指導の記録、保健室の来室状況、児童・生徒の心の動きなどと連携し、可視化できるダッシュボードを、昨年9月から全校で活用を開始しているため、その部分を追記し、併せて総合教育会議で異委員から御意見のあったいじめアンケートの電子化についても、令和3年度から進めていきたいと考えており、その点を追記している。

オンライン教育について、昨年度のビジョン策定時は、実施を今後検討していくということとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校休業時には、学びの保障としてオンライン学習の取組を進めているため、その内容に修正するとともに、インターネット環境のない家庭への対応の課題については、国のGIGAスクール構想の補助事業を活用し、家庭へ貸与するモバイルルーターを整理し、学校休業などの緊急時に対応できるようにしているため、その点を追記している。

ICT環境の整備で、学習者用端末については、昨年のビジョン策定時は、令和2年度から5年度までの4年間で整備することとしていたが、国のGIGAスクール構想の加速による学びの保障として、今年度中に整備が完了するため、その内容に修正している。なお、現時点での端末の整備状況は、1月末時点で約60%の学校に1人1台の端末整備が完了しており、順調に推移し、3月末までに全校での整備が完了する予定である。

当初は、パソコン教室用の端末の更新時期も考慮して、1人1台端末を段階的に整備することとしていたが、先ほど説明のとおり、整備を前倒しし、令和2年度に1人1台環境が整うことから、その内容に修正している。

また、無線アクセスポイントの整備が令和2年度に完了するため、その内容に修正している。

最後に、事務局におけるICTビジョンの推進体制についてであるが、現在事務局のICT部門についてより推進していくための体制を検討しているところであり、その内容が固まり次第、このビジョンにも反映していきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 生徒ファーストを考えたとき、やはり、学びの保障を推進するためにはやはりICTを基盤とした個別最適化が求められますが、オンライン授業と対話事業のバ

ランスを調整した上で、説明責任が果たせるようなシラバス化を図ることが重要ではないかと思います。

【江野 I C T 推進担当部長】 重要な点だと思うので、そこをしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

【森末委員】 ダッシュボードの活用とアンケートの電子化ということは、とてもいいことだと思います。いじめられている子どもとかは紙に書いてやるよりも、電子化で書けたほうがいい、とてもいい話だと思います。

そのダッシュボードの方は心の動きを書き込むというか、可視化できるということなので、定期的なアンケート実施以外の、毎日こんな嫌なことがあったとか、いじめられているとかいうことを書き込めるという、ダッシュボード的なことはこういうことでいいですね。

【江野 I C T 推進担当部長】 そうですね。日々の心の動きとかを児童・生徒が書き込むということです。

【森末委員】 そうすると、定期的にやるアンケートと、毎日書こうと思ったらこのダッシュボードという形で、いじめとかの問題については先生に訴えることもできるということですね。その前に、I C T のビジョンとしてはこれでいいと思うのですが、あとは現場の教員の方が、その書き込んだダッシュボードをきっちり見て、それにちゃんと対応できるかという問題ですね。書き込んだ生徒はこれだけしんどいのですと書いたのに、担任が放置していたら、それだけでもう何をしているの？ということがはっきりするので、その辺のところは本当に教員の方にきちんと落とし込んで行っていただきたい。

【江野 I C T 推進担当部長】 確かにそのダッシュボードを担当だけではなくて学校のほかの先生も共通して見えるというところが大きな利点と考えておりますので、その辺の周知とかを徹底してまいりたいと思います。

【森末委員】 担任の先生だけではなくて、この学校の先生は基本的に見ることができるとい状況であるわけですね。みんな見てもボールはぼとっと間に落ちることがありますので、きちんと本当に対応できるように、せっかくそういう子どもが悲鳴を上げているときに、すぐに対応できるようにしていただかないと、本当にそれこそ責任に直結するということになりますので、その辺の周知をお願いします。

【江野 I C T 推進担当部長】 承知いたしました。

【山本教育長】 今の御指摘は非常に重要です。I C T のことだけを考えると、そ

こが抜けていくようになるのです。ただ本市の施策の場合は貧困対策というのを行ってまして、何も貧困地域だけではなくて、全て24区の中でスクリーニングを全部の生徒児童にかけて、それぞれケアが必要かどうかについてのチェックをするシステムになっています。そこでSSWの方等と連携して、家庭状況へのアタックといいますかケアの必要な者の仕分をして、これはこども青少年局が中心ですが教育委員会と一緒にやっていきます。この事業と組み合わせていく形で、そういう漏れが生じないようにしていきます。

いわゆる学校内での学習であるとか身近な友達関係だけの場合には、学校内での解決になりますけれども、その背景に家庭環境なり複雑なものがある場合には、そこで拾い上げて行って解決に持っていきます。ホワイトに近いものからブラックの手前までをどう仕分をして行っていくかという形が、一方で貧困対策の議論の中で整理をされていますので、これは区長の皆さんと連携して行っている作業になりますけれども、そういう部分を総合的に機能させていくことによって、子どもが中に埋もれていくことがない。やはりICTビジョンというと、どうしてもICTの部分だけを見てしまうのだけれども、そこを他の行政、大阪市政の中の他の行政機関との連携を総合的に考えて行うことによって、1人の子どもでも見過ごさず重大な事案につながらないようにしていくということです。それが総合的にやはり捉えていくというような観点というのは、今度の新しい振興基本計画の中に具体的な視点として取り込むことによって、全ての教職員の中にも意識づけができていくのだろうと思っております。

【栗林委員】 今、教育長が指摘されたのは、学習の上で非常に根本的な大事なことだと思っています。私は構成されているダッシュボードというのはすばらしいなということを感じているのです。それは何かというと、今指摘されたとおり、学習履歴については大学や何かでも授業の根本として非常にオンライン授業の重要な部分として捉えるのですが、子どもたちの生活履歴のほうは、こういうダッシュボードのような形でないと把握できないのですよ。それを非常にうまく取り込んでおられて、これの可能性というのは、私は要するに学習の共同ということですか、教育というのは共同して行うコミュニケーションを進化させていくことが学習のサポートになると思っていますので、そういう意味では非常に可能性をはらんでいる形になっている、保障できていると思うのです。だから、これを今、教育長の言われたとおりで、うまく活用できて、子どもたち自身もお互いにコミュニケーション、共同で進化させていくことができ、また、教える側もデータを使いながら子どもたちをサポートすることが本当にできるかどうか、教育を高度化していく非

常に重要なポイントになるのではないかと思います。今の取組というのは、非常にモデルになり得るのではないかなと思って感心しているのです。

【異委員】 アンケートの電子化、そして、今1月末までに60パーセントの全市児童・生徒の所持率は、非常に早急な対応というか、実際私の子どもも手元に1台届いたみたいで、何も言っていないのに、今日1台届いたと言って、すごく嬉しそうに報告をしてくれました。本当にありがたい話だなというふうに思っております。

1つ質問なのですが、先ほど、ダッシュボードの心の天気であったりとか、生活面であったりとかとのアンケートというものを、先生方が共有されるということなのですからけれども、これは親との共有というのはどのような形で、例えば三者懇談のときとか、特に心の天気で言うと、晴れ晴れ雨とか、何か雨が降りたりとか、あとははじめアンケートであったりとかがあったときに、どのようなコミュニケーションというか、つながりになってくるのですか。

【江野ICT推進担当部長】 これまでの例えば実証校ですと、学習履歴とかそういったものも含めて、懇談会用に資料もできるような形になっています。そういったものを使って、保護者懇談等で個別指導をこういったところの観点が弱いよねとかいうところの話とかで使っているケースがありますので、今は直接保護者の方が見られるシステムではなく、先生が見れるシステムなのですからけれども、保護者対応などにも活かしていけるようにしてまいりたいと思っております。

【異委員】 できるだけ気づきというものを早い段階で、親も知らせていただければ、非常にありがたいので、その点もお願いしたいと思います。

例えば子どもが毎日つけているというふうに聞いて、ちなみにどんなのをつけているのと言うと、「うん、毎日曇り、曇り、曇り」、そこはそれで、ああ曇りなのというような会話から、何で曇りなのというような話が聞けて、「朝つけるから眠たいから曇り」とか、何かそういうきっかけになっているなというふうに思いました。

あと、双方向通信も練習がてらだと思っておりますけれども、もうやり出しているみたいで、IDとか個別にもらっているパスワードを、子どもたちも入れながら取り組んでいるみたいで、平井先生もおっしゃっていたのですけれども、やはり私たちもそうだったのですが、慣れないことをいきなり導入すると、必ず不具合とか、全員がきっちり入れないというのが絶対起こってくるのですね。子どものクラスでもやっぱり2、3人入れなくて、結局はその授業は何もできなかったと、先生たちが、1人の先生なので、その子のログインをも

う一度教えたりという対応をして、結局授業が、1人でも入れなかったら先生はそこにつきっきりになると思いますので、こういう支援、あとはT Aみたいな人がいたらいいなと思うのですが、その辺のサポートが今後手厚くなっていくのではないかなと思っています。

私もこの1年間オンライン授業というのをしてみまして、本当にもう試行錯誤でできないことも多くて、分からなくても隣の人になかなか聞けないというのもあったのですが、私たちはうまく活用できた例というのを寄せ集めて、それを共有して、それで大分ステップアップというか、失敗談とかも、こうやってやったら失敗したとかというのを集めて共有して、自分たちで何とか乗り越えてきたというのがありますので、成功例とあとは失敗例とかを先生方に共有できたらいいのかなと思いました。

【江野ICT推進担当部長】　　そういう様々な事例を共有できるように取り組んでいきたいと思います。

協議題第6号「令和4年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要綱案について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

【藤巻教務部長】　　来年度に実施する教員採用選考テストの加点制度及び、出願様式の変更案についてである。1つ目、ボランティア加点制度における活動対象期間の拡大については、ボランティアとして、実践的な経験を積んだ学生等を、教員として積極的に採用することなどを目的として、昨年度から本加点制度を試行実施しており、今年度については、教員採用選考の前年度及び前々年度の2年間において、対象となるボランティア活動に30回以上参加していることを申請要件としている。変更案としては、活動対象期間を教員採用選考の前年度から3年間に拡大するものである。活動対象期間を3年間とすることにより、大学入学から教員採用選考テスト出願までの期間におけるボランティア活動が、本加点制度の対象となるので、多くの学生がボランティア活動に参加し、教員採用選考テストを受験してくれることを期待して、変更を行うものである。

2つ目は、特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点制度の拡充についてである。本加点制度は、小学校及び中学校特別支援学級の受験者を対象とした、特別支援学校教諭の普通免許状を所有する場合に行う加点制度である。近年、小学校中学校ともに特別支援学級が増加しており、特別支援教育の専門性を有する教員の確保をより一

層進めていく必要があることから、本加点制度における点数を拡充するものである。変更後の点数については、第1次選考で90点、第2次選考で30点とし、英語の免許資格による加点と同程度となる。加点制度の拡充により、特別支援教育の専門性を持つ多くの方に受験してもらいたいと考えている。

3つ目は、官報情報検索ツールによる教員免許状失効歴等の確認実施についてである。教員免許状の有効性の確認に加えて、過去の懲戒免職歴等を秘匿して採用されることを防ぐなど、適切な採用の実施に資することを目的として、文部科学省から提供される官報情報検索ツールを効果的に活用し、教員免許状が失効取上げとなった事実を確認するため、変更を行うものである。

変更点の1つとして、教員採用選考テストの出願様式に刑罰・処分歴の有無等を記載する欄を新設する。刑罰・処分歴がある者については、刑罰・処分を受けた日と、それに至った理由の記載を求めることとする。なお、刑罰は罰金刑以上のもの、処分歴は懲戒処分や分限処分を記載対象としているが、道路交通法違反による罰金刑は対象外としたい。また、虚偽記載や記載内容に秘匿があったことが後に発覚した場合、採用前であれば採用内容の取消し、採用後であれば懲戒処分を行うことがあることを記載する。

変更点の2つ目として、事務局においては、出願時に刑罰処分歴があると申出があった者について、官報情報検索ツールによる事実確認を行う。これにより、刑罰処分歴の申出がない受験者についても、2次選考合格決定までの間において、過去に教員免許状が失効取上げとなった事実がないことを確認する。なお、官報情報検索ツールにより確認を有効に行うため、本人等に出願時の指名と教員免許状取得時の氏名が異なる場合には、出願時に教員免許状取得時の氏名の記入を求めることとする。

説明は以上であるが、今年度実施いたしました教員採用選考テストの受験案内を添付している。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 1点だけですけれども、特別支援学校教諭の普通免許状を所有する人に対する加点なのですが、趣旨を詳しく教えていただけますか。

【本教職員人事担当課長】 実態として、今特別支援学級の数というのが、平成28年度当時と比べまして、小学校で1,037学級あったものが、令和3年では1,534学級と約1.5倍になっております。中学校でも特別支援の学級に在籍中のお子さんの数が増えてきています。

この採用試験におきましては、筆答テストの結果よりも、人物重視で、面接時間を長くすることにより、人物重視な採り方をしているところが特徴です。今回インクルーシブ担当とも話をしております、特別支援の免許をお持ちの方の割合を増やすことによって、特別支援学級の専門性、教科の専門性を担保していきたいと考えています。そのためには特別支援学校に流れるような教員の方を、大阪市へ来ていただくように、特別支援学校の免許状を取得の方に対して、今まで30点と10点の優遇措置を設けていたのですが、英検の1級レベルの90点、30点に優遇措置を拡大することで、特別支援教育の専門性を有する方の受験を促していくということを目途としております。

【大竹委員】 従来ある合格点にならない人をすくい上げるという意味合いよりも、要は受験されてない方を引き込もうという趣旨だという理解でよろしいですかね。

【本教職員人事担当課長】 そうです。

【大竹委員】 加点制度の拡充をすることによって、特別支援学校の教諭の免許証を取るといふ人は増えるのですか。

【本教職員人事担当課長】 そういう方については、今は特別支援学校の方に行かれていますので、政令市である大阪市が、免許状による加点を行うことで、免許状の取得を促していきたいと考えています。また、大学にも加点制度について、PRを行うことで、特別支援学校教諭の免許状を取得される方を多く輩出していただけるのではないかと考えております。

【大竹委員】 分かりました。面接で落ちそうな人をすくい上げるのではなく、ほかに流れている人を引き込もうというような趣旨ということであれば、賛成でありますので、了解いたしました。

【本教職員人事担当課長】 ありがとうございます。

【平井委員】 英語の上級の資格試験を取得している方は教員にはならず民間企業に行く傾向があるようです。大学生や院生の就職動向をおさえた上で対象を焦点化してPRするのも一法です。

【本教職員人事担当課長】 引き続きPRの方法については検討してまいります。

議案第15号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

【藤巻教務部長】 被処分者は、中学校教頭で処分内容については、地方公務員法第29

条による懲戒処分として停職1月とする。

当該教頭は、令和2年10月から12月までの間、鉄道を利用して通勤する旨の届出を行っていたにもかかわらず、認められていない自動車による通勤を常態的に15日行った。

本件事案は、大阪市職員基本条例第28号別表第55号、いわゆるマイカー通勤に該当し、事案の内容などを勘案すると、停職1月が相当である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第16号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

【藤巻教務部長】 被処分者は、中学校主任教諭で、処分内容については、地方公務員法第29条による懲戒処分として減給6月とする。

当該教諭は、平成30年6月から令和2年10月までの間、勤務中に学校敷地外において290回程度喫煙をした。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第17号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

【藤巻教務部長】 被処分者は、中学校育児休業任期付講師で、処分内容については、地方公務員法第29条による懲戒処分として減給3月とする。

当該講師は令和2年10月6日に生徒を指導した際、生徒の頭頂部を右掌でたたいた。また、その約2週間後の同月23日にも、別の生徒を指導した際、生徒の頭頂部を右掌でたたいた。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第18号から第20号「職員の人事について」を一括して上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

東桃谷小学校教頭の休職に伴い、その後任人事として指導部指導主事、是澤憲伺を充て

る。

続いて、清水小学校教頭の休職に伴い、その後任人事として指導部指導主事、長井久実を充てる。

続いて、上町中学校教頭の休職に伴い、その後任人事として市教育センター指導主事、安藤寛を充てる。

以上3件について、発令は、2月24日付を予定している。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
